

小野町ネーミングライツ事業に関するガイドライン

福島県小野町

目 次

1	趣旨	1
2	ネーミングライツ導入の目的	1
3	ネーミングライツの概要	1
4	導入までの手続き	1
5	対象施設	1
6	ネーミングライツ料の算定	2
7	契約期間	2
8	愛称（命名条件等）	2
9	ネーミングライツパートナーの募集方法	3
10	応募資格	3
11	選定方法等	3
12	ネーミングライツパートナーの決定及び公表等	4
13	費用負担	5
14	ネーミングライツパートナー特典	5
15	契約の解除	5
16	施行時期	5
17	ネーミングライツ導入に係るフロー	6

1 趣旨

このガイドラインは、本町の所有する施設に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るため、対象施設や募集の方法、応募者の選定方法等について、基本的な考え方をまとめたものである。

ネーミングライツの募集は、本ガイドラインによるほか、小野町ネーミングライツ事業実施要綱を準用して、各施設の所管課等が募集要項等を定め実施する。

2 ネーミングライツ導入の目的

町が所有する施設を有効に活用することにより、新たな財源の確保、愛称が命名された当該施設等の更なる魅力及びサービスの向上を図ることを目的とする。

3 ネーミングライツの概要

- (1) ネーミングライツとは、町と民間事業者等との契約により、施設の名称に事業者名や商品名等を冠する愛称の命名権をいい、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設の管理等に役立てるものである。
- (2) ネーミングライツによって付与された愛称は、一般的な愛称として使用し、条例で定める施設の名称を変更するものではない。
- (3) ネーミングライツ料については、原則として、当該対象施設の維持管理や運営に充てるものとする。

4 導入までの手続き

ネーミングライツ導入までの標準的な手続は、概ね次のとおりとし、その他の手続については、必要に応じて行うものとする。

- (1) 事前調査
- (2) 導入施設の選定
- (3) 募集要項の作成
- (4) ネーミングライツパートナーの募集
- (5) ネーミングライツパートナーの優先交渉権者の選定
- (6) ネーミングライツパートナーの決定
- (7) ネーミングライツパートナーとの契約締結・公表
- (8) 施設の表示変更等の準備
- (9) 愛称の使用開始

5 対象施設

- (1) ネーミングライツを導入する対象は、町が所有するスポーツ施設、文化施設、公園等の施設とし、町が公募した施設以外の施設を対象とした申出についても妨げない。ただし、施設の名称の設定に特段の経緯があるものや、庁舎、学校、寄贈品の多い施設等、施設の性格上愛称を付するのが適当でないと判断するものは対象から除外する。

- (2) ネーミングライツの導入にあたり、必要に応じて関係者及び町民の意見の募集を行うものとする。その方法については、関係者ヒアリング、ホームページを用いた意見募集、地元説明会、利用者アンケート、有識者への意見聴取等、施設の性質や利用者の範囲などに合わせて実施する。
- (3) 選定しようとする施設が指定管理者制度を既に導入している場合は、あらかじめ当該指定管理者にネーミングライツの導入について伝達するとともに、募集に際し、施設管理上の支障等が生じないよう意見を聴取するものとする。
- (4) 対象施設が決定した場合、公募に先立ち、町議会に情報提供を行う。

6 ネーミングライツ料の算定

ネーミングライツ料は、他の自治体が実施する類似施設の事例、施設の利用者数及びメディアへの露出状況等を勘案し、施設ごとに決定するものとする。

なお、募集にあたっての取扱いは、次のいずれかとする。

- (1) 「希望価格」を公表して募集
- (2) 「最低価格」を公表して募集
- (3) 「希望価格」、「最低価格」を公表せず募集

7 契約期間

ネーミングライツの契約期間は、原則として3年以上5年以下とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定する。

8 愛称（命名条件等）

- (1) 愛称は、公共の施設にふさわしく、また、町民や施設利用者にとって親しみやすい、分かりやすい、呼びやすいものとする。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。
 - ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ② 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - ④ 政治活動、宗教活動又は選挙運動に関するもの
 - ⑤ 社会問題等についての主義又は主張に当たるもの
 - ⑥ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑦ その他愛称として使用することが適当でないと町長が認めるもの
- (3) 町は、愛称の表記に関して特に必要があると認めるときは、愛称に「小野町」、「小野」を含める等の条件を付することができる。
- (4) 町は、愛称が定着するまでの間、正式名称を併記するなどの措置を講じる。
- (5) 利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内において愛称の変更は禁止とする。ただし、ネーミングライツパートナーの法人名変更など、特段の事情がある場合は、協議の上変更できるものとする。

9 ネーミングライツパートナーの募集方法

(1) ネーミングライツパートナーは公募によることとし、応募に要する経費は、全て応募者の負担とする。

※ 募集方法としては、施設をあらかじめ選定してネーミングライツパートナーとなる民間事業者等を募集する「施設特定型」と、施設を選定せず民間事業者等からのネーミングライツの提案を募集する「提案募集型」がある。

(2) 公募にあたり、施設ごとに主に次の事項を含む募集要項等を作成する。

- ①応募資格
- ②愛称の条件
- ③ネーミングライツ料
- ④契約期間
- ⑤特典（設置可能な施設看板の位置・規格等）
- ⑥費用負担
- ⑦応募時の提出書類
- ⑧現場説明会（実施する場合）
- ⑨応募方法
- ⑩募集期間
- ⑪選定方法
- ⑫指定管理者制度を導入している場合は当該指定管理者名
- ⑬その他、必要な事項

(3) 公募の結果、応募がなかった場合は、募集要項に定める条件を見直した上で再度の公募を実施することができるものとする。

10 応募資格

応募資格を有する者は、法人とする。ただし、法人及び法人役員等が次の事項に該当するものを除く。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 町から入札参加資格制限措置を受けている者
- (3) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納している者
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生手続又は更生手続中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者
- (6) 貸金業法(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 2 項の規定による貸金業者(銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する者を除く。)
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行う者
- (8) 小野町暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 16 日条例第 4 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有している者
- (9) 指定管理者制度導入施設である場合は、ネーミングライツ事業を導入した時点で指定管理者の事業目的に競合する者

(10) その他ネーミングライツパートナーとして不適当であると町長が認める者

11 選定方法等

(1) 選定委員会の設置

ネーミングライツの導入に際し、施設を所管する部等及び関係課の職員等からなる選定委員会を設置し、優先交渉権者について審査及び選定を行う。また、必要に応じて有識者等の出席を求めることができるものとする。

(2) 審査

選定委員会は、応募資格を審査した上で、次の内容を書類審査によって総合的に評価し、必要に応じて応募者にヒアリングを行い審査する。

また、審査にあたっては、募集ごとに審査基準を定めるものとするが、主な審査項目は次のとおりとする。

①ネーミングライツ料

- ・町の希望に応じた金額か

②応募法人の状況

- ・応募資格を満たしているか
- ・財務状況及び経営状況（ネーミングライツ料の支払いは可能か）
- ・地域貢献や地域振興等に対する理念
- ・活動実績及び今後の計画等

③応募理由

- ・対象施設に対する価値観

④愛称

- ・対象施設にふさわしく、町民等にとって親しみやすい、わかりやすい、呼びやすいものか
- ・施設の管理運営上に支障が生じないか

⑤その他審査において必要な事項

(3) 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者との調整を要する事項について、必要に応じて協議することとする。なお、募集要項において、指定管理者と事業目的が競合する者等は、優先交渉権者になれない可能性がある旨を記載しておくこととする。

(4) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者は、他の応募者に優先して町との契約締結に向けて交渉することができる者として、審査結果を基に応募者の中から選定する。優先交渉権者と契約締結に至らない場合は、次点の応募者と締結に向け交渉する。

12 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) 優先交渉権者との協議が整った場合は、優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結する。

なお、契約締結したネーミングライツパートナーは、次回更新時の契約に際して優先的に交渉することができるものとする。

- (2) ネーミングライツパートナーとの契約締結後、当該法人の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等をホームページに公表する。

13 費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりとする。

区分	町	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の表示の変更（施設看板や道路標識等）		○
契約期間終了後の原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の町の印刷物やホームページの表示変更	○	

※敷地外の看板等の表示変更は、町や関係機関と協議の上、変更可能な表示についてを行うこととする。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議する。

※印刷物については、残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上決定する。

14 ネーミングライツパートナー特典

ネーミングライツパートナーへの特典の付与については、ネーミングライツを導入する施設ごとに、施設の設置目的や関係法令等の規定を踏まえて募集要項に定め、併せてパートナーと協議の上、適切に付与する。

※特典の例

- ・標識類や施設看板等への愛称の標示
- ・施設パンフレット等への愛称記載
- ・広報媒体やホームページ等による広報
- ・関係機関への愛称使用の周知、働きかけ
- ・当該施設の屋内に企業PR、商品展示スペースの設置

15 契約解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、町は契約満了を待たず契約を解除することとする。その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担するものとする。

16 施行時期

このガイドラインは、令和7年12月23日から施行する。

